

# 在日コリアンの相続処理を巡る実務上の諸問題

李 春 熙\*

## 【目次】

- I はじめに
- II 在日コリアンの相続にはどこの国の法律が適用されるか
  - 1 はじめに
  - 2 在日コリアンの「国籍」
  - 3 分断国家における「本国法」の決定
  - 4 実務上の判断基準について
  - 5 その他の問題
- III 適用される南北本国法の内容
  - 1 本国法を韓国法とする在日の相続
  - 2 本国法を朝鮮法とする在日の相続
- IV 実務上の諸問題
  - 1 相続関係の把握

---

\* 弁護士。銀座三原橋法律事務所所属（第二東京弁護士会）。

本稿は、2015年10月4日に明治大学で行われた韓国人研究者フォーラム定例研究会での報告レジュメをもとに、文章化し適宜内容を補充したものである。同報告は、在日コリアンの相続事件に実際に携わってきた経験をもとに、「相続事件の終局的解決のために必要な実務上の知識」を提供することを第一の目的として行ったものである。その性質上、朝鮮、韓国、日本の実定法及び判例法理の厳密な分析や、先行研究の網羅的把握には欠ける側面があることをご了解いただきたい。

2 当事者の散在

3 執行手続上の問題

V おわりに

I はじめに

在日コリアンの相続は、植民地支配と分断の時代を生きた彼／彼女らの歴史の縮図である。

植民地支配と分断の結果、在日コリアンは、朝鮮半島と日本にまたがった生活圏を形成し、個々人による程度の差はあれ、日本、朝鮮、韓国の3つの国家による法律上・事実上の支配を受けている<sup>1)</sup>。相続が、親族関係と財産関係の総体的な整理・精算という営みである以上、在日コリアンの相続事件には、このような在日コリアン固有の歴史的経緯・生活実態が直接的に反映されている。

すなわち、在日コリアンの相続事件は、(1) 日本、朝鮮、韓国の3つの国の法律が適用される可能性があり、(2) 在日コリアンの身分関係を特定の国家が全的に掌握していないことから、身分関係の把握に困難が生じることがあり、(3) 相続人が、日本、朝鮮、韓国に散在する場合があります、(4) 相続財産が、日本、韓国に散財する場合があります、という特徴を有する。これらの特徴は、裁判実務の観点から把握した場合、それぞれ、準拠法、相続関係の画定、送達・期日呼出その他の手続保障、執行の問題に対応するといえる。

本稿では、在日コリアンの相続事件を処理する上で実務上問題となる、法律上及び裁判実務上の問題点を整理する。

---

1) 本稿では、朝鮮民主主義人民共和国を「朝鮮」、大韓民国を「韓国」と略称する。

## II 在日コリアンの相続にはどこの国の法律が適用されるか

### 1 はじめに

在日コリアンの相続にはどこの国の法律が適用されるか。これは相続の準拠法決定の問題である。

日本の国際私法である「法の適用に関する通則法」（以下、「法適用通則法」という。）は、相続の準拠法を被相続人の「本国法」（法適用通則法 36 条）と定めており、日本国内における法的手続を前提にする限り、在日コリアンの相続における適用法規の決定は、法適用通則法 36 条にいう「本国法」はどこかという問題に帰着することになる。

以下では、個々の在日コリアンにとって「本国法」とは何かを検討する前提として在日コリアンの「国籍」について検討した上で、具体的な本国法の判断基準を整理する。

### 2 在日コリアンの「国籍」

#### (1) 外国人登録／外国人住民票の「国籍」「国籍・地域」欄の表示の意味

ながらく、日本に住む外国人の在留管理・身分関係の把握は、外国人登録制度により行われてきた。そのことから、外国人登録上の「国籍」欄の表示（以下、「国籍表示」という。）が、あたかも在日コリアンの「国籍」を直接表示し、公証するかのごとき理解が流通してきた。

しかし、外国人登録上の国籍表示は、国籍国では無い日本国家が、その外国人管理のために必要な限度で外国人の国籍関係を把握し外国人登録上に表示させたものにすぎないのであり、当事者の国籍を直接公証するものではない。

「国籍」とは、特定の国家の構成員としての資格であり、人を特定の国民共同体と結び付ける法的な紐帯であるところ<sup>2)</sup>、ある人物が特定の国家の国籍を

---

2) 木棚照一『逐条註解 国籍法』（日本加除出版、2003年）50頁参照。

有するか否かを決定する権限は当該国家にのみ帰属し、第三国の判断がその国籍の帰趨を決することはない。

よって、在日コリアンが朝鮮国籍を有するか、韓国国籍を有するかは、南北の両国家のみが、それぞれ独自に決定しうる。

とはいえ、少なくとも個々の在日コリアンの主観的認識において、外国人登録上の国籍表示が相応の意味を有してきたことは事実であるし、後述のとおり、南北のいずれの国家と密接な関連があるかを判断するにあたって重要な考慮要素となることもある。そこで、以下、国籍表示としての韓国・朝鮮表示<sup>3)</sup>の現況、歴史的経過について概括する。

## (2) 外国人登録上の国籍表示にかかる歴史的経過

1945年8月の祖国解放当時、日本には、約200万人の朝鮮人が在留していた。解放により多くの朝鮮人は朝鮮半島に帰国したが、1946年3月時点でも約65万人が日本に在留しており、戦後の混乱の中で大多数が引き続き日本に残ることとなった<sup>4)</sup>。

1947年5月、外国人登録令が施行され、在日朝鮮人を含む外国人についての登録が開始された。登録開始当初、在日朝鮮人の外国人登録の国籍欄には、全て「朝鮮」との表示がなされた。その後、1948年8月15日に大韓民国が、同年9月9日に朝鮮民主主義人民共和国が成立したが、両政府の成立後も、国籍欄の表示に関する取扱は変わらなかった。

1950年の登録切り替えの際、はじめて「韓国」の記載が認められる。しかし、この場合でも、その記載は「実質的な国籍の問題や国家の承認の問題とは全然関係なく、朝鮮人、韓国人のいずれを用いるかによってその人の法律上の取扱

---

3) 外国人登録/外国人住民票上の国籍表示の別をもって「韓国籍」「朝鮮籍」と呼称することが一般的であるが、これらの表示は国籍を直接表示・公証するものではないため、「韓国表示」「朝鮮表示」と呼ぶことが正確である。

4) 朴鐘鳴編『在日朝鮮人 第2版 - 歴史・現状・展望』(明石書店、1999年)93頁以下参照。

いを異にすることはない」(1950年2月23日法務総裁談話)というのが日本政府の立場であった。

ところが、1965年10月26日、日本政府は、「政府統一見解」を発表し、以後、「朝鮮」表示は「用語」であって何らの国籍を表示するものではない一方、「韓国」表示は大韓民国の国籍を示すものであるとの解釈が日本政府の統一見解として維持されて来ている<sup>5)</sup>。

2012年7月9日に外国人登録法が廃止され、外国人も住民基本台帳制度の対象となり、外国人住民票の制度が創設された。新たな制度のもとで、外国人登録上の国籍表示は、外国人住民票上の「国籍・地域」欄の表示に引き継がれた。かかる制度変更によっても、「朝鮮」は用語であり、「韓国」は国籍を示すという前記の政府統一見解は基本的に変更されていないものと考えられる。

### (3) 韓国・朝鮮表示者の現状

現在の韓国・朝鮮表示者の総数はどうか。法務省は、在留外国人統計(旧

---

5) 政府「統一見解」の概要は以下のとおりである。日本社会党朝鮮問題対策委員会「祖国を選ぶ自由」(社会新報、1970年)6頁、大沼保昭「在日韓国・朝鮮人の国籍と人権」(東信堂、2004年)17頁など参照。「在日朝鮮人は、もと朝鮮戸籍に属し、日本国内に居住していたまま日本国籍を失い、外国人になった特殊事情から、旅券またはこれに代る国籍証明書をもたないので、便宜の措置として、「朝鮮」という名称を外人登録の国籍欄に記載したものである。この意味において「朝鮮」という記載は、かつて日本の領土であった朝鮮半島から来日した朝鮮人を示す用語であって、何らの国籍を表示するものではない。／…「韓国」への書換えを強く要望してきたものがあるので、本人の自由意思に基づく申立てと、その大部分に韓国代表部発行の国民登録証を提示させた上「韓国」への書換えを認めた。このような経過によって「韓国」と書換えたものであり、しかも、それが長年にわたり維持され、かつ実質的に国籍と同じ作用を果たしてきた経緯などをかんがえると、現時点からみれば、その記載は大韓民国の国籍を示すものと考えざるをえない。／(「韓国」から「朝鮮」への書換えは)外国人登録上の「韓国」なる記載が大韓民国の国籍を示すものと考えられる以上もともと国籍の変更が単に本人の希望のみによって自由に行われるものでないという国籍の本質にかんがみ、本人の希望だけで再書換えをすることはできない。

登録外国人統計)を公表している。同統計には、「国籍・地域別」の外国人総数が整理されており、例えば、2015年6月末現在、国籍表示が「韓国・朝鮮」である者の総数は、49万7,707人であり、うち「特別永住」の在留資格を有する者は、35万0,408人である。このように在日コリアンは、法務省の統計上、「韓国・朝鮮」表示者としてまとめて把握されているにすぎず、「朝鮮」表示者に限った統計は公開されていない(注記:本稿執筆後の2016年3月、法務省は突如、朝鮮表示者の人数を分離集計して公表した)。

#### (4) 南北の国籍法の立場

前記のとおり、日本の外国人登録/外国人住民票上の国籍表示は当事者の国籍を直接表示・公証するものではないのであって、在日コリアンが朝鮮または韓国の国籍を有するか否かを決定する権限は、南北両政府にのみ存する。

それでは、南北の国籍法制のもとで、在日コリアンの国籍はどのように把握されているのであろうか。

##### ① 韓国の国籍法制からの帰結

韓国の国籍法は、血統主義(1998年改正以降は父母両系主義)を採用しており、韓国人を父として(1998年以降は韓国人を父又は母として)出生した者は韓国籍を有する。そして、1948年7月17日以前に朝鮮人を父として出生した者は、南朝鮮過渡政府法律第11号国籍に関する臨時条例第2条第1号の規定により出生と同時に朝鮮国籍を獲得し、同日の大韓民国憲法の公布と同時に大韓民国国籍を取得する。かかる韓国の国籍法制からすると、解放以前に渡日した在日コリアン(いわゆる一世同胞)は、一般に「1948年7月17日以前に朝鮮人を父として出生した者」にあたるから大韓民国憲法の公布とともに大韓民国国籍を取得する。そしてそのような在日コリアンを父として(1998年以降は父又は母として)出生した者も、同様に韓国籍を有することになる。

以上要するに、韓国の国籍法制のもとでは、在日コリアンは、その国籍表示が「韓国」であるか「朝鮮」であるかを問わず、一般に韓国国籍を有する(少なくとも潜在的には保有している)ものとして把握されていることになる<sup>6)</sup>。

## ② 朝鮮の国籍法制からの帰結

朝鮮民主主義人民共和国の国籍法制のもとでも、在日コリアンは、外国人登録／外国人住民票上の国籍表示にかかわらず、全て朝鮮国籍を保有している（少なくとも潜在的に保有している）ものと把握されているものと解される。

1963年に制定された朝鮮国籍法は、「朝鮮民主主義人民共和国創建以前に朝鮮の国籍を所有していた朝鮮人とその子女で、本法の公布日までに、その国籍を放棄しなかった者」を朝鮮民主主義人民共和国公民と定めた。そして、朝鮮の国籍法制は血統主義を採用しているから<sup>7)</sup>、朝鮮国民（公民）の子孫も、出生と同時に朝鮮国籍を取得することになる。このように、朝鮮政府もまた、韓国政府と同様、南北のいずれの地域に居住しているかを問わず、全ての「朝鮮人」を朝鮮国民と捉えているのである<sup>8)</sup>。

この理を在日コリアンにあてはめると、戦前に渡日した一世同胞は、一般に「朝鮮民主主義人民共和国創建以前に朝鮮の国籍を所有していた朝鮮人」にあたるから、朝鮮建国と同時に朝鮮国籍を取得し、そのような在日コリアンの子孫である2世、3世、4世も、出生と同時に朝鮮国籍を取得するという帰結になる。

---

6) 韓国の大法院1996年11月12日判決は、「朝鮮人を父親として出生した者は、南朝鮮過渡政府法律第11号国籍に関する臨時条例の規定により朝鮮国籍を取得し、制憲憲法の公布と同時に大韓民国国籍を取得したというべきであり、たとえその者が北韓法の規定により北韓国籍を取得し中国駐在北韓大使館から北韓の海外公民証を発給された者といえども、北韓地域もやはり大韓民国の領土に属する韓半島の一部を構成するものであり、大韓民国の主権が及ぶのであって、大韓民国の主権と抵触するいかなる国家団体や主権を法理上認定することができない」旨判示して、朝鮮民主主義人民共和国領域内に在住していたが1960年ころ中国に出国した朝鮮人について、大韓民国国民と認定した。

7) なお、朝鮮国籍法は、「外国に居住する」朝鮮国民と外国人との間と子女の国籍は、父母の合意によって決められると定めており、法文上は、在日コリアンと日本人との間に、日本国内で生まれた子の国籍は、父母の合意で定まることになる。

8) 青木清「北朝鮮公民の韓国国籍」法政論集227号（2008年）827頁参照。

### 3 分断国家における「本国法」の決定

日本の国際私法である法適用通則法 36 条は、相続の準拠法について、「相続は、被相続人の本国法による。」と定める。

ここまで見てきたように、日本の外国人登録／外国人住民票上の国籍表示は、在日コリアンの国籍を直接表示・公証するものではなく、かつ、南北両政府のいずれも、在日コリアンを自国の国籍を有する（少なくとも潜在的に保有する）者として把握している。

このように在日コリアンの「本国法」は、国籍国ではない日本の立場からは一義的に確定することは困難であり、一般の外国人とは異なった考慮を要することになる。

それでは、個々の在日コリアンの相続に関して、その「本国法」が朝鮮法または韓国法のいずれであるかを、どのような基準で判断すべきか。

この点について、かつては、日本の裁判所における法適用に関し、適用される本国法は承認国法に限定すべきとする説が存在した<sup>9)</sup>。しかし、このような極端な考え方は、現在では支持を得ておらず、未承認国であっても通則法にいう「本国法」に該当することは、現時点においては争いが無い<sup>10)</sup>。

このように未承認国である朝鮮の法の適用可能性が排除されないことから、次に、被相続人の「本国法」が、朝鮮法であるのか、韓国法であるのかを判断

---

9) サンフランシスコ平和条約発行後しばらくの間の法務省の行政解釈。櫻田嘉章・道垣内正人編『注釈国際私法 第2巻』（有斐閣、2011年）266頁参照。

10) 「国際私法上の準拠法指定については国際法上の政府承認に拘束される理由はなく、「国際私法で国籍が連結点として用いられるのは国籍の国際法上の効果ではない。それが用いられるのは、政治的帰属関係そのものによるもの趣旨ではなく、むしろそれが身分関係についてのその国との密接な関係を徴表するものであるからである。」（櫻田嘉章・道垣内正人編『注釈国際私法 第2巻』268頁）。なお、最高裁判所 1959（昭和34）年12月22日判決（判例時報211号13頁）は、当時未承認であった中華人民共和国の法が準拠法として指定されうることを認めた。



する必要が生ずる。

この点、本国法の決定について定める通則法38条の適用条項に関して、韓国・朝鮮は一国であると構成する立場（すなわち、通則法38条3項が適用される）と韓国・朝鮮は2つの国家であると構成する立場（すなわち、通則法38条1項が適用される）が、学説上は対立している。しかし、実務上は、両説のいずれを採用するかによって具体的帰結に差はないとされており、結局のところ、南北両国のいずれが当事者に「最も密接な関係がある国」といえるかが焦点となる。そして、具体的な判断基準については、「本国法適用の趣旨に照らし、当事者の身分関係にいずれがより密接な関係をもつかの観点から、当事者の住所、居所等の客観的要素のほか、当事者の志望という主観的要素をも考慮して、いずれの法律を適用すべきかを決定すべき」とか<sup>11)</sup>、「当事者の本籍のみならず、住所、居所、過去の住所等の客観的要素、さらには当事者の意思をも考慮して具体的に判断すべき」<sup>12)</sup>などと論じられている。実際の裁判実務でも、ここで掲げられたような諸要素を総合的に考慮して、南北のいずれが被相続人にとって「密接な関係がある国」といえるかを判断する、という枠組が採用されているとあってよい。

なお、在日コリアンの被相続人にかかる「本国法」判断を行った裁判例について、趙慶済「在日韓国・朝鮮人の属人法に関する論争」立命館法学2007年2号が網羅的に整理しており、参考になる。

#### 4 実務上の判断基準について

筆者の実務経験からは、特に近年において、「朝鮮」表示者の減少、日朝間の政治情勢の悪化等の要因により、訴訟当事者があえて朝鮮法の適用を求めな

---

11) 早田芳郎「朝鮮人の本国法」ジュリスト269号103頁。

12) 山田鎌一「中国人の本国法」『別冊ジュリスト続判例百選 2版』(有斐閣、1965年)206頁。

い限り、被相続人の本国法が韓国法であることを前提に調停または審判等の法的手続が進行することが一般的である（これは、被相続人が「朝鮮」表示者である場合であってもそうである）。

このような傾向には、かつてよりは公刊物が増えその探知可能性が高まっているとはいえ、朝鮮法の内容・解釈指針等が必ずしも明らかでない状況下で、朝鮮法適用を回避したいという裁判官の思考回路が影響しているものと考えられる。

もちろん、本国法いかんによって相続の具体的帰結に重要な差異が生じ、かつ、被相続人と朝鮮に一定の関係があり朝鮮法が本国法と判断される余地があるような事例においては、一方当事者から「朝鮮法を本国法とすべきである」との主張が出されることがある（代理人弁護士としては積極的に主張すべきであろう）。その場合には、被相続人と朝鮮との関係性に関する諸要素について、特に朝鮮法適用を求める側から積極的な立証がなされることとなろう。

私見では、世代を重ね在日コリアンの定住が進んだ現在においては、本籍や本国における住所・居所等の遠い過去の事情を重視するよりは、在日コリアン社会における生活履歴、具体的には、被相続人が朝鮮学校を卒業しているか、あるいはその子らを朝鮮学校に通わせていたか、被相続人が朝鮮民主主義人民共和国を訪問した経験があるか、被相続人が朝鮮総聯及びその傘下団体の役員であるか、などの事情がより重視されるべきと考える。また、前記のとおり、直接に国籍を証するものでないとはいえ、被相続人の外国人登録／外国人住民票上の国籍表示が「朝鮮」表示であるという事情は被相続人があえて「韓国」表示への変更手続きを行わなかったことを意味するところ、このことは韓国よりは朝鮮への帰属意識を有していたことを強く推認させる事情といえるから、被相続人の本国法を朝鮮法と判断すべき重要な根拠事実となるべきである。

## 5 その他の問題

### (1) 日本法適用の可能性

近時、在日コリアンの定住、ひいては日本社会への同化が進んでいるという現実を重視し、在日コリアンの「本国法」は住所地法である日本法と構成されるべきであるとする考え方も主張されている<sup>13)</sup>。その論旨には傾聴すべき点もあるが、少なくとも当面は、裁判実務上採用される可能性は無いといわざるをえない。

### (2) 遺言による準拠法の指定

韓国国際私法 49 条 2 項は、被相続人が、遺言により、被相続人の常居所地法を準拠法として指定することを認める。

よって、韓国法を本国法とする在日の相続については、遺言により準拠法を日本法（常居所地法）に指定することができる。

## Ⅲ 適用される南北本国法の内容

### 1 本国法を韓国法とする在日の相続

在日コリアンの被相続人について、その「本国法」が韓国法と判断された場合、韓国法を準拠法として相続処理を行うことになる。

この点、韓国の相続法制は、日本のそれと相当に類似しているものの、いくつかの点で差異がある。韓国の相続法制全体を概説することは本稿の目的を超えることから、以下、日本民法と内容が異なり実務上も問題となる若干の例に限って記述する。

#### (1) 相続人の範囲

韓国法のもとの相続人の範囲は、概要、以下のとおりである。

---

13) 学説上、「実効的国籍論」、機能的公序論、反致規定の一般条項化などの見解が主張されている。趙慶済「在日韓国・朝鮮人の属人法に関する論争」281頁以下参照。

被相続人の直系卑属、直系尊属、兄弟姉妹、4親等内の傍系血族がこの順序で相続人となる（韓国民法 1000 条 1 項）。同順位の相続人が数人いるときは、最近親を先順位とし、同親等の相続人が数人いるときは、共同相続人となる（韓国民法 1000 条 2 項）。相続人となるべき直系卑属、兄弟姉妹が相続開始前に死亡・相続欠格となった場合、その直系卑属及び配偶者が代襲相続人となる（韓国民法 1001 条、1003 条）。

すなわち、①直系卑属及び直系尊属がない場合、配偶者が、兄弟姉妹がいても単独で相続人となる点、②相続開始前に死亡・相続欠格となった者の配偶者にも代襲相続権が認められる点、③子ではなく「直系卑属」が第 1 順位の相続人となる点（例えば、全ての子が相続放棄をした場合、孫が「直系卑属」として相続人となる）、④4親等内の親族（傍系血族）も相続人となりうる点が、日本民法と比べた主な相違点である。

## （2）法定相続分

法定相続分について、日本法では子とともに相続する配偶者の相続分は常に全体の 2 分の 1 である一方（日本民法 900 条）、韓国法では配偶者の相続分は子の 1.5 倍とされている（韓国民法 1009 条）。例えば、法定相続人として、配偶者と 4 人の子がいる場合、日本法によれば、配偶者の相続分は 2 分の 1、子の相続分はそれぞれ 8 分の 1 となるが、韓国法によれば、配偶者の相続分は 11 分の 3、子の相続分はそれぞれ 11 分の 2 と算出される。子が多ければ多いほど配偶者の相続分の変動が大きくなり、準拠法の選択による当事者の権利関係への影響は無視できない。

## （3）実務上特に問題となる点

韓国法を準拠法とする相続に関し、実務上頻出する問題は、被相続人に多額の負債がある場合の相続放棄の問題である。

前記のとおり、韓国法のもとでは、直系卑属、直系尊属、兄弟姉妹、4親等内の傍系血族がこの順位で相続人になるから、直系卑属、直系尊属、兄弟姉妹が全て相続放棄をしたとしても、なお、4親等内の傍系血族が相続人として残

存する。

日本法によれば、配偶者、子、直系尊属、兄弟姉妹の全てが相続放棄をすれば、それ以上の相続人は存在しないから、相続債権者の追求を免れることが可能となる。しかし、韓国法では、さらに（子のみならず直系卑属が相続人であることに注意）、4親等内の親族、具体的にはおじ、おば、甥、姪（ここまで3親等）、おじ・おばの子、いとこ（4親等）までもが相続人として債務を相続してしまうのであり、被相続人と生前に面識が無いような遠い親族にまで累が及ぶ結果となってしまふ。

このような結果を避けるため、相続債務が多額に上ることが想定される場合には、被相続人が生前にあらかじめ遺言により日本法を準拠法に指定しておく処理（前記第2、5（2）参照）が積極的に検討されるべきである。

## 2 本国法を朝鮮法とする在日の相続

被相続人の本国法が朝鮮法と判断された場合、いかなる法律を適用して相続関係が処理されるか。

朝鮮の国際私法である対外民事関係法45条は、次のとおり定めている<sup>14)</sup>。

### 対外民事関係法45条

- 1 不動産相続については、相続財産の所在する国の法を、動産相続については、被相続人の本国法を適用する。ただし、外国に居住している我が国の公民の動産相続については、被相続人が最後に居住していた国の法を適用する。
- 2 外国に居住している我が国公民に相続人がない場合、相続財産はその公民と最も密接な関係があった当事者が承継する。

---

14) 朝鮮法の内容については、在日本朝鮮人人権協会・朝鮮大学校朝鮮法研究会編訳『朝鮮民主主義人民共和国主要法令集』（日本加除出版、2006年）が参考になる。

よって、朝鮮法を本国法とする在日コリアンの相続については、不動産相続についても（相続財産の所在する国が日本）、動産相続についても（最後に居住していた国が日本）、日本法を適用することとなる（いわゆる反致。法適用通則法 41 条参照。）

このように、朝鮮法を本国法とした場合、朝鮮の対外民事関係法 45 条 1 項が適用されて反致が認められ、結果として日本法が適用されることについては、すでに多数の文献も存在し、日本の裁判所にも十分に浸透している。

## IV 実務上の諸問題

### 1 相続関係の把握

相続事件を実務上処理するにあたって、相続関係を把握して相続人の範囲を画定することは、あらゆる作業に先んじて行われるべき根本問題といっても過言では無い。

そして、在日コリアンの相続事件の場合、相続関係の把握・画定が、最も困難な関門として立ちはだかることが多い。

日本人の場合、あるいは、韓国において出生し引き続き韓国内に居住し続けてきた韓国人の場合、その身分関係の変動は、日本であれば戸籍に、韓国であれば家族関係登録簿に全て登載されているのが通常であり、必要な範囲の戸籍または家族関係登録簿さえ取得できれば、相続人の範囲を一義的に画定できる。

しかし、在日コリアンの場合、外国籍であることから日本の戸籍に登載されていないことはもちろん、本国の身分関係記録に、出生・婚姻・子の出生等の身分関係の変動が適時に記載されていないことが多い。

そこで、実務上は、現在の法制度において入手可能な資料に依拠して、相続関係を可能な限りで画定していくことになる。以下、想定される資料毎に説明を加える。

## (1) 外国人登録原票記載事項証明書及び外国人住民票

2012年の法改正以前、在日コリアンの身分事項は外国人登録原票に記載され、各市町村がこれを保管していた。

そして、外国人学校登録原票には、当該個人の人定事項のみならず、「世帯主」、「世帯主との続柄」「本邦にある父母及び配偶者の氏名」などの家族事項が記載されていた<sup>15)</sup>。そこで、外国人登録原票（その記載事項証明書）を取得することにより、当該外国人の家族関係を一定の限度で把握することが可能であった。また、外国人登録原票には「国籍の属する国における住所」も登録されており、これを参照することで韓国の本籍地（登録基準地）が判明し、韓国戸籍の取得が可能となるケースもあった。

しかし、前記第2、2(2)記載のとおり、2012年の法改正により外国人登録制度は廃止され、外国人住民も住民基本台帳制度の対象となった。

このことは、外国人住民への行政サービスの円滑な実施という観点からは歓迎すべき側面も有しているが、一方で、外国人の相続関係の画定という意味では、新たな困難をもたらすことになった。

新たに創設された外国人住民票は、日本国籍者の住民票と同様、現在の世帯単位での身分関係のみが記載されているにすぎない。そこでは、過去における身分関係の変動（婚姻、離婚、子の出産等）を把握することはできないし、同一世帯を構成していない親族については、その存否すら探知できないのであ

---

15) 外国人登録原票の記載事項のうち、身分関係の特定に資する事項には次のようなものがあった（旧外国人登録法4条1項各号、以下はその一部）。

③氏名④出生の年月日⑥国籍⑦国籍の属する国における住所又は居所⑧出生地⑯居住地⑰世帯主の氏名⑱世帯主との続柄⑲申請に係る外国人が世帯主である場合には、世帯を構成する者（当該世帯主を除く。）の氏名、出生の年月日、国籍及び世帯主との続柄⑳本邦にある父母及び配偶者…の氏名、出生の年月日及び国籍。

なお、家族事項（⑳㉑）は、指紋捺捺廃止時（1992年改正）に新たに登録事項とされたので、これより古い原票には家族事項がない場合が多い。

る（日本国籍者の場合、そのような身分関係の変動は住民票では無く戸籍に記載されるが、在日コリアンの場合、本国における身分記録が不完全な場合が多いことは前記のとおりである。）。

以上から、外国人住民票は、在日コリアンの相続関係画定という観点からは、利用価値が限定的であると評価せざるをえない。

## (2) 回収済外国人登録原票

法務省が回収した外国人登録原票を取得することで、2012年以前における場合と同様、一定の範囲で在日コリアンの身分関係の変動を把握することができる。

外国人登録法の廃止にともない、従前市町村が保有・管理していた外国人登録原票は、全て法務省が回収し、統一的に管理されている（「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（入管法等改正法）附則33条参照）。

これらの回収済外国人登録原票は、本人の存命中は、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律（以下、「行政機関個人情報保護法」という。）に基づき、開示請求を行うことができる<sup>16)</sup>。

この手続により、存命中の相続人は自身の回収済外国人登録原票を取得することができ、その記載から、被相続人との間の相続関係を特定できる場合がある。

一方、被相続人の回収済外国人登録原票については、①行政機関個人情報保護法において開示請求の対象となる「個人情報」の範囲は「生存する個人に関する情報」に限られているため、同法による開示請求の対象とはならない、②外国人登録原票の記載内容がこれまで果たしてきた社会的な役割を考慮し、一

---

16) 法務省ホームページ参照。 [http://www.moj.go.jp/hisho/bunsho/hisho02\\_00016.html](http://www.moj.go.jp/hisho/bunsho/hisho02_00016.html)



定の利害関係人から請求があった場合は、行政サービスの一環としての情報提供を行う、というのが、現時点における法務省入国管理局の立場である。

現状、①死亡当時における同居の親族、②死亡の当時における配偶者（内縁含む）、直系尊属、直系卑属、兄弟姉妹、③①または②の法定代理人、は、死亡した外国人にかかる回収済外国人登録原票の写しの交付を受けることができる。なお、亡くなった本人と交付請求者以外の個人情報が含まれている場合は、その部分は削除される扱いとなっている。

以上のとおり、法務省が回収した外国人登録原票は、相続人らがその立場で写しを入手できるが、そのほか、弁護士が代理人となっている場合、弁護士会照会の手続によって取得が可能である。

ただし、筆者の経験上、弁護士会照会の手続により回収済外国人登録原票の開示を求める場合、原票の全てが開示されることはほとんど無く、照会目的との関係で必要な範囲のみが開示される（その余の部分はマスキングされる）扱いとなることが通例である。

実務上の注意点としては、弁護士会照会申出書に、相続関係の把握が必要となっている事情を詳細に記載するとともに、「過去における全ての身分変動（その有無を含む）が確認できない限り、真の意味で相続関係を特定することはできない」という実務上の要請を、入国管理局の担当官に理解させる必要があるといえる。

これに関連して、実務上深刻な問題として浮上しているのが、2012年7月9日以降の身分関係の変動が把握できなくなりつつある、という問題である。

前述のとおり、2012年7月9日をもって外国人登録法は廃止されたが、新たに創設された外国人住民票によっては、過去の身分関係や同一世帯に属さない親族関係を把握することができない。そして、回収済外国人登録には、制度廃止時点である2012年7月8日までの身分関係しか記載されていない。つまり、2012年7月9日以降の在日コリアンの身分関係の変動は、外国人住民票によっても、回収済外国人登録によっても、事後的・客観的に把握することが

不可能となっているのである。

例えば、2013年に婚姻し、2014年に子をもうけ、2015年に離婚し（そして、親権者とならずに子と別居することになり）、2016年に死亡したという被相続人が存在した場合、この者の外国人住民票（除票）には、前妻及び子の存在は記載されていないし、回収済外国人登録原票を取得しても、2012年7月9日以降の身分変動である婚姻、子の出生、離婚という身分変動は記載されていないのである。

すでに外国人登録法廃止から3年以上が経過しているが、時の経過とともに問題が顕在化することが予想される。

この点、法務省入国管理局のデータベース上では、2012年7月9日以降も、外国人の身分情報が集積され管理されている<sup>17)</sup>。これらの情報に、本人及び利害関係人（少なくとも推定相続人）がアクセスし、必要に応じてその内容の公証を受けることができる権利を確保することが必要であるといえる<sup>18)</sup>。

### (3) 韓国の身分関係書類

韓国の戸籍（現：家族関係登録簿）に、婚姻や子の出生等の身分関係の変動を適時に登載している在日コリアンについては、これらの韓国における身分関係書類を用いて相続関係を把握・画定する。

韓国の除籍謄本、被相続人の閉鎖基本証明書・家族関係証明書等、相続人の基本証明書・家族関係証明書等の書類を取得することが想定できる。

---

17) 日本司法書士連合会「外国人住民法」検討委員会編『外国人住民票』その涉外民事事務上の課題と対応（民事法研究会、2013年）37頁以下参照。

18) 日本司法書士連合会は、平成25年3月26日付で、法務省入国管理局宛に、外国人住民の「国籍に属する国における住所又は居所」「出生地」「本邦にある父母及び配偶者の氏名、出生の年月日及び国籍」「日本における戸籍法上の出生届、死亡届、婚姻届等を保存管理する市町村名」にかかる情報を蓄積し、当事者又は親族が知り得る制度上の措置を講じることなどを求める提言を行っている。前掲『外国人住民票』その涉外民事事務上の課題と対応』246頁以下参照。

これらの身分関係記録は、日本国内の韓国領事部等において、本人・利害関係人が取得できるほか、韓国内の役所に郵送によって直接申請することにより取得可能である。

#### (4) 日本戸籍

相続人の中に日本国籍を取得した（帰化した）人物が存在する場合、帰化後の身分関係の変動は日本の戸籍を取得することにより把握する。逆に、帰化した被相続人等について、帰化以前の身分関係を把握するためには、回収済外国人登録原票の取得が必要となる。

なお、本人は帰化していないが日本国籍者と婚姻した在日コリアンの場合、当該配偶者の戸籍には、「〇〇年〇〇月〇〇日 韓国籍〇〇〇と婚姻」といった記載がなされるし、日本国籍者と在日コリアンとの間の子については、当該日本国籍者の戸籍に登録されるから、これらの情報を把握する上で、配偶者の戸籍の取得も必要である。

#### (5) 朝鮮の身分関係書類

最後に、朝鮮の官公署が発行する証明書類についても触れておきたい。

1959年以降に、いわゆる「帰国事業」によって朝鮮に渡航した「帰国者」は累計で9万3,000人を超える<sup>19)</sup>。在日コリアンの相続事件において、相続人の一部（あるいは全部）が帰国者として朝鮮に在住している例は、決して少なくない。

このような朝鮮在住者の身分関係は、基本的に、朝鮮の官公署が発行する証明書によって把握することが可能である。近年においては、各地の「人民委員会」等の行政機関が、在日コリアンの相続事件の便宜のため、朝鮮在住者の居住証明書、家族関係証明書、印鑑登録証明書等の書類を発行している。また、このような朝鮮官公署の証明書類を基礎に、在日本朝鮮人総連合会が独自の証明書

---

19) 金英達・高柳俊男編『北朝鮮帰国事業関係資料集』（新幹社、1995年）341頁参照。

を発行している例もある。

これらの証明書類は、筆者の経験上、登記申請の際の相続関係の疎明資料として通用しており、朝鮮在住者を相続人に含む相続事件に関し、これらの証明書類とともに、朝鮮在住者が署名押印した遺産分割協議書等を添付することで、相続を原因とする移転登記申請が受理されている。

また、金融機関においても、これらの朝鮮官公署発行の身分関係書類とともに、朝鮮在住の相続人が署名押印した書類を提出することで、相続財産に属する預金等の払い戻しが実現している。

## 2 当事者の散在

在日コリアンの相続事件においては、相続人をはじめとする関係者が、日本国内のみならず、南北朝鮮に散在している例がある。

そのような散在事例においては、相続関係の特定が困難であるだけでなく、遺産分割事件の処理自体が困難となる場合がある。以下、場合に分けて説明する。

### (1) 当事者が日本国内にのみ存在している場合

相続人の全てが日本国内に居住している場合、相続関係さえ特定できれば、その後の処理において日本国籍者と異なる特段の問題は生じない。

すなわち、被相続人及び相続人が在日コリアンであったとしても、まず任意の交渉により遺産分割協議を行い、協議が成立した場合に遺産分割協議書等を用いて不動産・動産その他の相続財産を分割・処分し、任意の協議が成立しない場合に日本の家庭裁判所において遺産分割の調停・審判を遂行し<sup>20)</sup>、調停調書、審判書にもとづき分割処理を完遂できる点は、日本国籍者の相続事件と同様である。

---

20) 被相続人の死亡当時の住所地国または遺産所在地国の裁判所に一般的管轄権があると解され、日本の家庭裁判所が遺産分割調停・審判の国際裁判管轄を有する。山田鎌一『国際私法 第3版』（有斐閣、2004年）577頁参照。

## (2) 当事者が韓国に（も）居住する場合の手続

相続人の一部が韓国に居住する場合、手続の進行はどうか。

まず、相続人間で任意の協議が成立し、韓国在住の相続人も含めて遺産分割協議書を作成することができれば、日本国内の相続財産を処分することは可能である。韓国にも印鑑登録制度が存在し、法務局（登記時）や金融機関において要求される印鑑証明については、韓国の証明書を提出することで足りるのが実務のようである。

問題は、任意の協議が不調となり、調停・審判手続に移行せざるを得なくなった場合である。

この点、韓国側相続人が、日本国内の裁判所で調停・審判手続を行うこと自体には同意し、日本国内の弁護士を代理人として選任する意思を有している場合には、調停申し立て後に、同弁護士が相手方代理人として委任状を提出し、同弁護士を通して期日調整を行うことで手続を進めることができる。

しかし、韓国側相続人からこのような協力を得ることが不可能な場合、原則どおり、韓国側相続人に対しても、調停の相手方として呼出状を送付するなどの手続が必要となる。

このような呼出をふまえても韓国側相続人が調停期日に出頭しない場合は、調停は不成立で終了することになるだろう。

それでは、調停が不成立の場合に、韓国側相続人の出頭見込みが無くとも、審判に移行させ審判を取得することはできるだろうか。

家事審判事件は審判（決定）によって裁判されるから、口頭弁論は必要的ではなく、双方の関係人が審理期日に常に対立関与することは必須ではない。一方で、いわゆる別表第二事件（遺産分割事件も含まれる）については、家事審判の申立書を相手方に送付すること（家事事件手続法 67 条 1 項）、手続において当事者の陳述を聴かなければいけないこと（同 68 条）、審問期日において事実調査をするときは立会権を保障すること（同 69 条）、事実調査を行った場合その旨を当事者に通知すること（同 70 条）などの手続保障が求められている。

また、審判は当事者に「相当と認める方法で告知」することにより効力が発生する（同74条1項2項）。

この点、家事事件における各種書面の伝達をどのような方法で行うかは裁判所の裁量に委ねられており、上記の送付、呼出、通知等は、必ずしも正規の送達の方法によらなければならないわけではなく、普通郵便等の方法によることもありうる。なお、審判事件においても、公示送達の方法によって送達を行うことは否定されていない<sup>21)</sup>。

以上の、家事事件手続法が求める手続保障を履践する限り、韓国側相続人が来日せず、期日に出頭することがなくとも、手続は有効に遂行されて審判の効力が生ずるものと考えられる。

### (3) 当事者が朝鮮に（も）在住する場合の手続

それでは、相続人の一部が朝鮮に在住している場合、遺産分割手続を進めることができるか。

朝鮮在住者と連絡をとること自体は、昨今の日朝間の政治情勢から一定の障壁があることは事実であるものの、十分に可能である。現在においても、一定数の在日コリアンあるいは日本人が、中国等の第三国を経由して朝鮮に渡航し、帰国している。

また、郵便物に関しても、数週間程度の時間を要するものの、朝鮮への発信も朝鮮からの受信も可能である。

このように、直接訪朝し、あるいは郵便物をやりとりするなどして、遺産分割に関する協議が成立させることができれば、日本にある相続財産を処理することは不可能では無い。相続財産の中に不動産や金融資産等がある場合、朝鮮

---

21) 金子修編『一問一答 家事事件手続法』（商事法務、2012年）245頁参照。

在住者を含め相続人全員が署名押印した遺産分割協議書に、朝鮮の官公署が発行した証明書類を添付することで、処分が可能となることは前記1(5)記載のとおりである。なお、遺産分割終了後における取得財産の朝鮮在住相続人への引渡は、日本から朝鮮への送金が事実上不可能となっていることから、代理人弁護士または関係者が現金を持参して訪朝し、直接本人に手渡す方法によらざるを得ない<sup>22)</sup>。

任意の協議が成立しない場合、当事者が韓国に在住している場合と同様、調停及び審判に移行せざるを得ない。

この点、朝鮮側当事者が日本国内の弁護士を代理人として選任する意思を有している場合には、朝鮮側当事者が調停・審判の申立人または相手方となり、手続を遂行することができる。実務上、朝鮮在住者が署名押印した委任状は、日本裁判所で疑義無く受け付けられている。

調停が成立せず審判に移行せざるをえない場合には、韓国に当事者が在住する場合と同様の問題が生ずるが、家事事件手続法が求める手続保障を履践する限り、審判を取得することは可能と思われる。

この点、朝鮮と日本との間には、国際司法共助に関する条約上または二国間の取り決めが存在しないから、正規の送達（領事送達、中央当局送達、指定当局送達、民訴条約に基づく外交上の経路による送達、管轄裁判所送達など）は不可能である。しかし、前記のとおり、朝鮮に対しても郵便は到達するので、正規の送達ではなく「通知」「告知」等の手続で足りる場合に、そのような通知・告知は可能と思われる。正規の送達が必要な場合には、公示送達を検討せざる

---

22) 本稿執筆中の2016年2月10日、日本政府は、「我が国独自の対北朝鮮措置」を実施することを決定したが、その中には、朝鮮向けの支払の原則禁止が含まれている。かかる「制裁措置」の具体的内容及び適用のあり方は、現時点で不明である。



をえない<sup>23)</sup>。

#### (4) 不在者財産管理制度、失踪宣告による処理

このように、相続人の中に朝鮮在住者が含まれている場合、法的手続の遂行は不可能では無いが、相応の困難が付随することは事実である。

そこで、朝鮮在住相続人について不在者財産管理人の選任を申し立てて、財産管理人を当事者として遺産分割協議を成立させたり、朝鮮在住相続人について失踪宣告を取得して、同人を除外して遺産分割を行うなどの方法により、相続処理が行われている例があり、現にそのような処理を紹介する実務書も存在する。

##### ① 不在者財産管理制度による処理

確かに、不在者財産管理人の選任は、後述する失踪宣告による処理と比べれば、不在者財産管理人との間で適正な遺産分割が実現し、同管理人が不在者たる朝鮮在住者のために遺産を管理し続ける限りは、必ずしも不当とは言いがたい側面もある。

しかし、そもそも、国交の無い未承認国家に在住しているということのみを

---

23) 民事訴訟法 110 条 1 項 3 号は、「外国においてすべき送達について、第百八条の規定によることができず、又はこれによっても送達をすることができないと認めるべき場合」に公示送達ができるものとしている。同条に関して、「外国において送達をしなければならない場合に、当該外国との間に条約も国際慣行もなく、当該外国の官庁またはその国に駐在する日本の大使・公使もしくは領事に送達を囑託する（108 条）ことが出来ない場合…には、公示送達の申立てができる。」（秋山幹男・伊藤眞・加藤新太郎・高田裕成・福田剛久・山本和彦著『コンメンタル民事訴訟法Ⅱ〔第 2 版〕』（日本評論社、2006 年）417 頁）、「…台湾や北朝鮮等国交のない国に在住する者に対して文書を送達するには、上記（1）ないし（5）の方法により送達することができないため、公示送達によらざるを得ない。なお、外国に在住する者に対して公示送達を行った場合は、民事訴訟法 179 条 2 項ただし書により、公示送達があったことを受送達者に通知することが相当である（通知は、日本語による文書を普通郵便で送付してすれば足りる。）」（最高裁判所事務総局民事局監修『民事事件に関する国際私法共助手続の手引（新版）』（法曹会、1995 年）17 頁、ただし、旧法下の記述。）などの指摘がある。



もって、「不在者」の要件を満たすかどうか、疑問がある<sup>24)</sup>。

この点を措くとしても、筆者が経験した事例において、不在者財産管理人が不在者（朝鮮在住者）の利益を最大限追求したとは言いがたい分割案に合意してしまっていた例が確認されており、不在者財産管理制度の利用が不在者本人の権利擁護の観点から最も適切かは疑問なしとしない。さらに、管理人に選任されるのは不在者と面識が無く朝鮮渡航のノウハウ・経験が無い日本人専門家（弁護士・司法書士）であることが通常であって、朝鮮在住者は財産管理が開始されている事実自体を知ることができないことがほとんどであり、そのような場合、不在者たる朝鮮在住者は半永久的に管理財産の引渡を受けられないこととなってしまう。

朝鮮在住者との連絡が不可能では無い事案では、安易に不在者財産管理制度を利用するのではなく、朝鮮在住者と積極的に連絡をとり、場合によっては日本国内の弁護士を選任させて、遺産分割協議、調停、審判を行った上で、相続財産を現実に引き渡すよう努力すべきと考える。

## ② 失踪宣告による処理

失踪宣告の手続を利用することは、より問題が多い。

筆者の経験からは、朝鮮の身分管理制度は厳格であり、適切な窓口を通して所在確認を行えば、朝鮮側当事者の朝鮮における住所・居所等が判明する例がほとんどである。単に長期間連絡がとれないだけでは、失踪宣告の要件を満た

---

24) この点、「近ごろは、通信・交通事情がめざましく発達していることから、不在者が外国等遠隔地にいるというだけでは、財産管理不能ということではできない。財産管理不能といえるためには、例えば、国交未回復の外国に居住しているとか、あるいは諸外国を短期間のうちに転々としているなど、自由な通信・交通が困難な場合に限られるというべきであろう」（司法研修所『財産管理人選任等事件の実務上の諸問題』司法研究報告書第55輯第1号（2003年）117頁以下）と述べ、朝鮮在住であることをもって「不在者」の要件を満たすかのように指摘する文献がある。しかし、前記のとおり、朝鮮との往来・通信は現実に可能であるから、朝鮮在住であることが直ちに「自由な通信・交通が困難な場合」とはいえないのではないだろうか。

さないだろう。

また、仮に失踪宣告後に朝鮮当事者の生存が判明した場合、失踪宣告は取り消されることとなり、さらなる法律関係の混乱を招く。

朝鮮在住者を「いないものとして」処理してしまうことは基本的に許されないと考える。

### 3 執行手続上の問題（主に、移転登記手続に関し問題となる）

在日コリアンの相続事件において遺産分割の調停・審判が成立した場合、日本国内の相続財産に対しては、調停調書または審判書を用いて執行が可能である。例えば、相続財産中の不動産については、当該不動産を取得する相続人が単独で移転登記手続を行うことができる。なお、調停調書・審判書を用いて単独で移転登記申請をする場合、相続関係の証明書は不要とされているようである。

それでは、日本の家庭裁判所で遺産分割の調停・審判が成立した場合に、韓国国内の相続財産を処分することが可能か（韓国国内で執行することが可能か）。

まず、日本国内の判決等が、直接韓国国内で執行力を有することは無い。韓国国内で執行力を得るためには、韓国の裁判所で執行判決を取得する必要がある。

この点、日本国内で取得した民事訴訟の確定判決は、韓国民事訴訟法 217 条の要件<sup>25)</sup>を通常は満たすから、韓国の裁判所で執行判決を取得することが可

---

25) 韓国民事訴訟法 217 条は執行判決の要件について次のように定めている。

第 217 条（外国判決の効力）

外国法院の確定判決は次の各号の要件を全て具備した場合に、効力を認定する。

1. 大韓民国の法令または条約による国際裁判管轄の原則上、その外国法院の国際裁判管轄権が認められること
2. 敗訴した被告が訴状またはこれに準ずる書面及び期日通知書や命令を適法な方式により防御に必要な時間余裕をおいて送達を受けたり（公示送達やこれに類する送達による場合を除外する）送達を受けなかったが訴訟に応じたこと

能である。

問題は、日本の家庭裁判所で取得した調停調書、審判書についても、韓国民事訴訟法 217 条の要件を満たすものとして執行判決を取得することができるか、である。

韓国の大法院は、執行判決の対象となる「外国法院の判決」の意義について、「裁判権を有する外国の司法機関がその権限にもとづき私法上の法律関係に関して対立的当事者に対する相互間の審問が保障された手続により終局的になされた裁判で、具体的給付の履行等その強制的実現に適合した内容を有するものを意味し、その裁判の名称や形式等がどうであるかを問わない」と判示している（大法院 2010 年 4 月 29 日判決）。

上記大法院判決を前提にすると、日本の家庭裁判所で作成された審判書は、遺産分割審判という対立的な当事者に対する相互間の審問が保障された手続によりなされた終局裁判であって「外国法院の判決」に該当すると考えられるが、調停調書については否定的に解さざるをえないであろう。なお、審判書が「外国法院の判決」に該当し執行判決の対象となりうるとしても、執行判決の他の要件のうち送達要件との関係から、相手方が現実に応訴するか、相手方への送達を普通郵便ではなく特別送達の方法により行うことが必要であると指摘されている<sup>26)</sup>。

以上要するに、遺産分割審判において、適式な送達の実施など韓国側当事者への手続保障がなされた上で審判書が作成されたのであれば、同審判書について韓国の裁判所で執行判決を取得することは可能と考えられる。

- 
3. その判決の効力を認めることが大韓民国の善良な風俗やその他の社会秩序に反しないこと
  4. 相互保証があること

26) 在日コリアン弁護士協会編『第2版 Q&A 新・韓国家族法』(日本加除出版、2015年) 335頁参照。

なお、日本の裁判所における調停調書、審判書を用いて韓国国内の相続財産に対して執行を行うことは、上記のとおり可能ではあるものの不確実であることから、実務上は、韓国国内に不動産等の相続財産がある場合は、日本の相続財産と分離して韓国の裁判所に調停・審判を申し立てることが無難である。

## V おわりに

以上のとおり、本稿では、在日コリアンの相続事件を処理する上で実務上遭遇しうる問題点を整理、検討することをこころみた。冒頭に述べたとおり、在日コリアンの相続は植民地支配と分断の時代を生きた彼／彼女らの歴史の縮図である。その歴史的経験が唯一無二のものであることの反映として、相続事件の処理の上でも、通常の日本人／韓国人の相続事件とは異なった配慮、検討が必要となる場合があり、理論上も実務上も依然として未解明の分野が残されている。本稿で述べた私見は、いずれも、実務家として事件処理を行ってきた限定的経験に基づく一応の結論にすぎない。皆様の忌憚なきご意見をいただければ幸いである。

### 【参考文献】

- 青木清「北朝鮮公民の韓国国籍」法政論集 227号（2008年）  
秋山幹男・伊藤眞・加藤新太郎・高田裕成・福田剛久・山本和彦著『コンメンタール民事訴訟法Ⅱ〔第2版〕』（日本評論社、2006年）  
大沼保昭『在日韓国・朝鮮人の国籍と人権』（東信堂、2004年）  
金子修編『一問一答 家事事件手続法』（商事法務、2012年）  
金子修編『逐条解説 家事事件手続法』（商事法務、2013年）  
木棚照一「在日韓国・朝鮮人の相続をめぐる国際私法上の諸問題」立命館法学 1992年 3・4号  
木棚照一「韓国・北朝鮮、中国・台湾を本国とする者の相続をめぐる諸問題」早稲田法学 76巻 3号（2001年）  
木棚照一『逐条註解 国籍法』（日本加除出版、2003年）  
金崎洙『注釈 大韓民国 相続法 ―2002年改正まで―』（日本加除出版、2002年）

- 金英達・高柳俊男編『北朝鮮帰国事業関係資料集』（新幹社、1995年）
- 最高裁判所事務総局民事局監修『民事事件に関する国際私法共助手続の手引（新版）』（法曹会、1995年）
- 在日コリアン弁護士協会編『第2版 Q&A 新・韓国家族法』（日本加除出版、2015年）
- 在日本朝鮮人人権協会・朝鮮大学校朝鮮法研究会編訳『朝鮮民主主義人民共和国主要法令集』（日本加除出版、2006年）
- 櫻田嘉章・道垣内正人編『注釈国際私法 第2巻』（有斐閣、2011年）
- 司法研修所『財産管理人選任等事件の実務上の諸問題』司法研究報告書第55輯第1号（2003年）
- 田村満著、重見一崇・山神進補訂『全訂 外国人登録法逐条解説』（日本加除出版、2000年）
- 趙慶済「在日韓国・朝鮮人の属人法に関する論争」立命館法学 2007年2号
- 日本司法書士連合会「外国人住民票」検討委員会編『外国人住民票の創設と涉外家族法実務』（民事法研究会、2012年）
- 日本司法書士連合会「外国人住民票」検討委員会編『「外国人住民票」その涉外民事実務上の課題と対応』（民事法研究会、2013年）
- 日本社会党朝鮮問題対策特別委員会編『祖国を選ぶ自由』（社会新報、1970年）
- 早田芳郎「朝鮮人の本国法」ジュリスト 269号
- 朴鐘鳴編『在日朝鮮人 第2版—歴史・現状・展望』（明石書店、1999年）
- 山田利行・中川潤一・木川和弘・中本次昭・本針和幸著『新しい入管法 2009年改正の解説』（有斐閣、2010年）
- 山田鎌一「中国人の本国法」『別冊ジュリスト続判例百選 2版』（有斐閣、1965年）
- 山田鎌一『国際私法 第3版』（有斐閣、2004年）

